

# 「平成29年度に実施した仕事」の振り返りシート

記入日 平成30年 3月 30日

仕事の内容	介護認定審査会事業事務					
担当部署・課長名	高齢介護	課	介護認定	係	課長名	伊野宮 崇

この仕事は、どの【施策】の課題を解決するための手段ですか。

【施策】 高齢者福祉の推進

(総合計画書 51 ページ)

予算名	款 1	総務費	項 2	介護認定審査会費	目 1	介護認定審査会	事業 1	介護認定審査会費
1 この仕事の目的	① 誰(何)を対象にしていますか。 介護認定審査会委員				① ①の対象数や量を、あらわすもの(対象指標) → 介護認定審査会出務延べ人数			
	② ①をどのような状態にしたいのですか。[簡潔に] 介護認定審査会による適切な審査判定の実施				② ②の状態になった数・量をあらわすもの(成果指標) → 介護認定審査会審査判定件数			
	③ そのために何をしましたか。 ①要介護(要支援)認定申請者の審査判定を行うのに必要な資料の作成・介護認定審査会の開催。 ②市より介護認定審査会に出席した介護認定審査会委員に報酬を支払っている。				③ ③をどのくらい行いましたか(活動指標) → ①介護認定審査会開催数 ②介護認定審査会委員報償費			

2 指標の推移			単位	平成27年度実績	平成28年度実績	平成29年度実績	平成30年度目標	平成31年度目標
	対象指標	①の数値	人	591	613	619		
	成果指標	②の数値	件	3,666	3,871	4,209		
	目 標	②の目標値						
		目標値設定の考え方						
	活動指標	③の数値		①119 ②18,063,000	①124 ②17,415,000	①126 ②18,738,000		

3 経費	事業費(実績)		円	18,063,000	17,415,000	18,738,000	※人件費の所要人数は、基本的には「人」で表わしますが、一時的な仕事については時間数での表示も可とします。その場合単位を「時間」に変更してください。 人件費(再任用職員以外) 年間単価は、8,253,000円 時間単価は、4,200円 で計算してください。 【算出根拠】平成28年度決算数値。(退職手当組合負担金、共済費も含む。)
	財源	一般財源	円				
		特定財源	円	18,063,000	17,415,000	18,738,000	
		(うち受益者負担)	円				
	人件費(目安)	所要人数(再任用以外)	人	2.0	1.0	1.0	
		所要人数(再任用)	人				
職員人件費(再任用以外)		円	16,466,000	8,267,000	8,267,000		
	職員人件費(再任用)	円					
	事業費+人件費	円	34,529,000	25,682,000	27,005,000		

この仕事における市の裁量 市の裁量はない

4 環境変化  
この仕事の開始時期(開始年度)、何を目的に開始していますか。  
平成12年4月から介護保険法の施行に伴い、平成11年10月から各団体からの推薦で介護認定審査会委員を委嘱してきた。定数は42名、合議体数は現在6。1合議体当たりの定数は7名(医療5名、福祉1名、保健1名)とし、うち5名を出務させ審査判定を行ってきた。介護保険の給付を受けるためには、被保険者は要介護者又は要支援者に該当することについて、区市町村による要介護認定又は要支援認定を受けなければならない。そのために、介護認定審査会では一律の基準に基づいた客観的な審査判定を行うことを目的としている。

開始当初と比較し、状況の変化はありますか。  
高齢者人口及び高齢化率は年々増加しており、それに伴い介護認定申請件数も増加している。介護認定審査会委員人数及び審査会開催日数、審査の質の確保が難しくなっている。

5 市民等の意見  
この仕事に関して、平成29年度中に寄せられた市民・議会等の意見、また、市民・サービス利用者等の実態やその意識について  
要介護(要支援)認定申請者にとって要介護認定の判定結果は、介護保険で利用できるサービスの上限を決定するものであり、日常生活を維持させるためには、最も重要である。支給限度額を超えたサービス利用による自己負担額の発生、要介護から要支援へ認定結果が変更となった場合は、ケアプラン作成担当者の変更(居宅介護支援事業所から地域包括支援センターへ)となったり、施設サービスが使えなくなったり(介護保険施設を対処しなければならない)等苦情になるケースも多い。要介護認定申請者にとって要介護認定判定結果は、最も関心が深い。

仕 事 の 内 容	介護認定審査会事業事務					
担当部署・課長名	高齢介護	課	介護認定	係	課長名	伊野宮 崇

6	市民協働	(1)市民協働の取組を行いましたか。ある場合は、取組手法の種類から番号を選択しご記入ください。(複数回答可)				
		取組みは無い	取組手法	【取組手法の種類】 ①共催 ②実行委員会・協議会 ③事業協力 ④事業委託 ⑤補助・助成 ⑥情報提供・情報交換(広報媒体: ) ⑦後援・場の提供 ⑧その他( )		
(2)平成30年度に向け、さらに適した協働の形態とするために「考え」「気付いた」点をご記入ください。						
7	課 題	(1)平成28年度の課題についての解決に向けた取組や、事務改善など、平成29年度に実施したことをご記入ください。				
		審査会1回あたりの審査判定件数の上限を増やし、認定の遅延を減らす取組みをおこなった。				
		(2)この仕事を振り返り、課題をご記入ください。 介護認定審査会委員の人材と質及び審査会開催日数の確保。 要介護認定の適正化における取組み。 H30年4月より審査会の簡素化の方針が示されたため、当市での実施に向け検討が必要。				
8	今 後 の 方 向 性	(1)仕事の方向性(「7 課題(2)」を踏まえた具体的な改革・改善案など)				
		審査員個々の質を研修や正副部長連絡会議等で情報交換しながら高め、審査判定の質を向上していく。 引き続き審査会開催日の確保を行っていく。 H31年度からの審査会の簡素化に向け、検証を行う。				
		(2)上記(1)の改革・改善案を実現するために、克服すべき問題点、必要な調整・準備等を具体的にご記入ください。 介護認定審査会は意思決定の場であり、被保険者(申請者)に対して明確な根拠が求められる。医療・福祉・保険それぞれの分野の学識経験を活かし、根拠を明確にした審査判定を行うため、日々の審査会の場や正副部長連絡会議で事務局が関わりながら、各合議体の質の平準化を維持していく。 H30年4~8月の審査判定案件について検証を行い、正副部長連絡会議において市独自要件等について意見交換しH31年度からの審査会の簡素化実施に向け準備を行う。				
(3)改革・改善案による期待成果 上記(1)の改革・改善案を実施することで、成果面と経費面で現状からどのように変わりますか。						
成 果	成果を向上させる。			経 費	仕事の経費は維持する。	